

議案第105号

北上市会計年度任用職員の給与等条例の一部を改正する条例

北上市会計年度任用職員の給与等条例（令和元年北上市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第21条に規定する<u>単純な労務に雇用される職員</u>を除く。以下同条を除き「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに同条に規定する<u>単純労務者</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬<u>及び</u>期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」と</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第21条に規定する<u>技能職員等</u>を除く。以下同条を除き「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに同条に規定する<u>技能職員等</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任</p>

いう。)にあっては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 [略]

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)

第12条 フルタイム会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

第14条 [略]

用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 [略]

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)

第12条 フルタイム会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

第14条 [略]

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第21条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 会計年度任用職員の勤勉手当の支給の制限及び一時差止めについては、給与条例適用職員の例による。

(技能職員等の給与の種類及び基準)

第21条 技能職員等（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）をいう。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(北上市職員の育児休業等条例の一部改正)

2 北上市職員の育児休業等条例（平成4年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。)</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、号給を調整することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

岩手県の会計年度任用職員の給与の取扱いに準拠し、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給しようとするものである。